

## 糖尿病療養指導士兵庫県連合会施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、糖尿病療養指導士兵庫県連合会（以下「本会」という。）会則（以下「会則」という。）の実施のため、会則に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(会費の徴収)

第2条 会則第8条の規定に掲げる会費は次によるものとする。

- (1) 正会員の会費は、年間 2,000 円とする。
- (2) 賛助会員の会費は、年間 20,000 円とする。

\* (報酬)

第3条 本会の会員が当会に関連する事業において講師等を依頼された場合の報酬を次のとおり定める。但し、共催者等から報酬が支給される場合は重複を認めない。

- (1) 講演会等の講師については、2 時間以下を 10,000 円とし、それ以降は、1 時間ごとに 10,000 円を加算する。
- (2) 関連する事業で業務への出席等を依頼された際は、4 時間以下を 2,000 円とし、それ以降は 1 時間ごとに 1,000 円を加算する。なお、18:00 以降に従事した部分は、150/100 を支給する。
- (3) Web 動画の作成については、1 配信あたり 2,000 円とする。
- (4) 上記 (1) (2) 以外の事例が発生した場合、総務担当理事と理事長による協議を行い、理事会（メールによる迅速審議を含む）で承認した後に執行する。
- (5) 理事会の出席についてはこの限りではない。

(交通費)

第5条 理事会および第3条の規定に該当する場合は、交通費（実費）を支給する。

2013年制定

2016年改訂

2020年9月5日改訂(2020年1月1日に遡り施行する)\*